

【非嫡出子の相続分の改正に伴う変更】

本書の初版発売後の平成 25 年 9 月 4 日、非嫡出子の相続分を嫡出子の 2 分の 1 と定めていた民法 900 条 4 号ただし書の規定が違憲であるという最高裁判所の判決がされました(最大決平 25. 9. 4)。それによって、平成 25 年 12 月 5 日に民法が改正され(同月 11 日施行)、民法 900 条 4 号ただし書前半の「, 嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1 とし」という部分が削除され、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等となりました。

本書では、第 4 編の平成 18 年度の問題に関係します。P243 では改正前の相続分を表示していますが、改正後の相続分で計算すると各相続人の相続分は下記のようになります。

記

B : 6/12 C : 2/12 D : 2/12 I : 1/12 G : 1/12

よって、改正後の相続分で計算すると P243~244 の丙建物の A 持分 3 分の 2 は、下記のように相続人に帰属することになります。

記

$$2/3 (A \text{ の持分}) \times 6/12 = 6/18 (B \text{ に帰属する持分})$$

$$2/3 (A \text{ の持分}) \times 2/12 = 2/18 (C \text{ に帰属する持分})$$

$$2/3 (A \text{ の持分}) \times 2/12 = 2/18 (D \text{ に帰属する持分})$$

$$2/3 (A \text{ の持分}) \times 1/12 = 1/18 (G \text{ に帰属する持分})$$

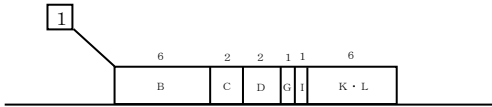
$$2/3 (A \text{ の持分}) \times 1/12 = 1/18 (I \text{ に帰属する持分})$$

したがって、改正後の相続分で計算すると P217 の第 3 欄の申請人欄の解答は、下記のようになります。

記

所有者 持分 18分の6 株式会社L
代表取締役 B
(被相続人A) 18分の6 B
18分の2 C
18分の2 D
18分の1 G
18分の1 I

※P245・246・248 の登記記録の丙建物については、以下のよう
になります。



また、改正後の相続分で計算すると P254 の権利部 (甲区) の「権
利者その他の事項」の欄は、下記のようになります。

記

共有者
(住所) 持分 18分の6 株式会社L
(住所) 18分の6 B
(住所) 18分の2 C
(住所) 18分の2 D
(住所) 18分の1 G
(住所) 18分の1 I

以上